

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回 茨木市男女共同参画推進審議会
開催日時	令和6年8月19日(月)午後2時00分～午後3時50分
開催場所	茨木市役所南館8階 中会議室
議 長	長町 理恵子 会長
出 席 者	長町会長(追手門学院大学経済学部准教授)、平山副会長(大阪公立大学大学院文学研究科准教授)、樫本委員(元小学校校長)、木曾委員(男女共生センターローズWAM事業運営協議会会長)、田井委員(エンパワメントいばらき)、道満委員(茨木市人権擁護委員会委員)、中野委員(茨木商工会議所中小企業振興部地域担当部長)、橋本委員(医師)、畑委員(毎日新聞客員編集員)、藤里委員(弁護士)、茂原委員(市民公募) 【11人】
欠 席 者	森委員(市民公募) 【1人】
事務局職員	中井市民文化部長、松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長、富崎参事兼ローズWAM所長、浅井ローズWAM所長代理、源本課長代理兼男女共生係長
開催形態	公開 (傍聴人0人)
議題 (案件)	(1) 会長等の選任について (2) 諮問について (3) 審議会の公開について (4) 令和5年度いばらきジェンダー平等プラン(第3次茨木市男女共同参画計画)推進状況報告書について (5) 令和5年度茨木市配偶者暴力相談支援センター事業概要について (6) 令和5年度茨木市立男女共生センターローズWAM事業概要について (7) デートDV予防啓発冊子の改訂について (8) その他
配布資料	・ 会議次第 ・ (資料1) 令和5年度いばらきジェンダー平等プラン(第3次茨木市男女共同参画計画)推進状況報告書 ・ (資料2) 令和5年度茨木市配偶者暴力相談支援センター事業概要 ・ (資料3) 令和5年度ローズWAM事業概要 ・ (資料4) 審議会等構成員数一覧表 ・ (資料5) デートDV予防啓発冊子(案) ・ (参考1) 茨木市附属機関設置条例(平成25年3月13日条例第5号) ・ (参考2) 茨木市男女共同参画推進審議会規則(平成25年3月29日規則第19号) ・ (参考3) 茨木市審議会等の会議の公開に関する指針 ・ 男女共同参画推進審議会委員名簿

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	「令和6年度第1回茨木市男女共同参画推進審議会」を開催する。
市長	【福岡市長あいさつ】
事務局	<委員紹介> <事務局紹介> <審議会の説明> 【（参考1・2）に基づき説明】 <会議の成立について説明> 本日の出席委員は全12人中11人で、欠席委員が1人。半数以上の出席があるので、茨木市男女共同参画推進審議会規則第6条第2項の規定により、会議は成立している。
事務局	案件1「会長等の選任」について 会長・副会長は、茨木市男女共同参画推進審議会規則第5条の規定により、委員の互選により定めることとなっている。 会長の選任について、いかがすべきか。
榎本委員	長町委員を会長に推薦したい。
事務局	長町委員に会長をお願いすることに、ご異議ないか。
各委員	異議なし。
事務局	会長は、長町委員をお願いします。
長町会長	副会長の選任についてはいかがか。
道満委員	副会長は会長の補佐役なので、長町会長に一任してはどうか。
長町会長	会長に一任という意見に異議はないか。
各委員	異議なし。
長町会長	副会長は、平山委員をお願いします。
長町会長	案件2「諮問」について 会長・副会長が決定したので、本審議会への諮問をお受けする。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
福岡市長	【審議会へ諮問】 諮問後、公務の都合上、福岡市長退席
長町会長	諮問書の内容については、中井市民文化部長から説明願う。
中井部長	【諮問趣旨説明】
長町会長	案件3「審議会の公開」について
事務局	【（参考3）に基づき説明】
長町会長	「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、今後非公開とすべき案件が発生した場合は、会議の非公開を決定することとして、原則公開とする。資料については、傍聴者への閲覧、配布を許可する。委員名も公開とする。異議はあるか。
各委員	異議なし。
長町会長	本日の審議会の傍聴及び議事録を公開とする。議事録については要点筆記とするが、各委員からの意見については名前を明記して公表とする。 案件4「令和5年度いばらきジェンダー平等プラン（第3次茨木市男女共同参画計画）推進状況報告書」について 案件5「令和5年度茨木市配偶者暴力相談支援センター事業概要」について 案件6「令和5年度茨木市男女共生センターローズWAM事業概要」について
長町会長	事務局からの説明を求める。
事務局	【事務局説明】
長町会長	意見等あれば自由に発言をお願いしたい。
木曾委員	資料2に関して、前回の審議会で提案したLINE相談について検討はされているか。できるかどうかは別にして、外部への委託を検討するなど、ぜひ進めていただきたい。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	LINE相談については引き続き研究中で、実施には至っていない。特に夜間など即時対応が難しく、体制の組み方について思案中である。外部委託についても、他市や大阪府の事例を参考にしながら調査を進めていきたい。
木曾委員	これも前回の審議会での話になるが、LGBTQフレンドリー企業登録制度についての進捗はいかがか。
事務局	現在他市事例等を調査しており、見直しは今年度を予定している。
木曾委員	事務局から説明があったが、令和5年度からローズWAM貸館業務では部屋の受け渡し時のインターバルがなくなった。これにより利用者から意見が出ているとのことだが、利用者側の意識の変化が必要なのではないか。クレーム対応等あると思うが頑張っていたきたい。 カフェスペースについては、稼働していない時間が増えていることから、動かしていきたいと思う。
田井委員	資料2 配偶者暴力相談支援センターでの相談に関して、業務実績で電話相談が増えた理由は。相談できるようになった人が増えた、機会を増やすことができ良かったと思う。センターが相談者の支えになっていると捉えている。 小学校にワークショップで足を運んでいるが、小学校の現場では性の捉え方が多様化し、最近では、こどもたちは低学年のうちから性について考えている。こどもたちがさまざまな情報を得て、そのような学びから自分のことを認識して見つめなおすようになってきているのではないかと。社会が性の多様性を支えるようになってきた成果だと思うが、悩み事はたくさんあると思う。 資料2や3では相談者の性別のくくりが「女性」「男性」になっている。どうしたらよいか悩む方々はどのような風に相談していくのか。他市、他の行政はどのように捉えているのか。
事務局	どちらに相談にいけばよいか悩む方もいらっしゃるかもしれないが、まずは、性自認に基づいてローズWAMの男性電話相談、女性相談にご連絡いただきたい。広く相談は受け付けているが、相談先に悩まれる方の受付方法は課題でもある。 たとえばDVについては、相談者の性別は問わず配偶者暴力相談支援センターで受け付けている。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
木曾委員	当事者の方は、「自分という存在を公認されていない」ところがしんどいと思う。何か相談窓口がひとつあるだけで、心持ちが変わるかもしれない。
橋本委員	小児科医の立場からお話しするが、チャイルドラインは医院内に掲示するなどアピールしている。このローズWAMでの相談事業および、DVセンターでの相談は、国でなく市の事業だからか、啓発が不十分に感じる。またDVで他市から避難してきている母子が来院されることがあるが、元の居住地だけでなく本市でもその後の相談はされているのか。
事務局	他市相談機関等と連携を図っている。受けている支援が市をまたぐ場合、引継ぎなどの手伝いもしている。直接的に逃げてこられ相談に来られる方もいる。
檜本委員	資料2には一時保護が単身のみであり、精神的DVが増えているとの話があるが、新聞報道では若い方や家族を巻き込んだストーカー事案も見かける。本市では配偶者間の相談がほとんどで、ストーカー事案についての相談件数が少ないがいかがか。本市は保護について手厚いので、ストーカー事案について困っていらっしゃる方の掘り起こしなどはいかがか。また、警察との連携はどのように図っているのか。
事務局	警察からの案件では配偶者間の暴力がほとんどで、ストーカーについては警察内で対応されていると思うが、もちろん相談は受け付けており、一時保護が必要な場合には対応できる。警察とは二者間ではないが、年に一度、DV防止ネットワーク連絡会を開催し、庁内関係機関や、外部機関を含めて情報を共有している。
藤里委員	チャイルドラインもあるが、行き場を失っている17～18歳のこどもたちはどこに相談すればよいのか。成人年齢が引き下げられ、18歳を超えると切られた、という事例を聞いた。茨木市で18歳前後などの相談先はあるか。
事務局	中学生からおおむね39歳の方を対象とした居場所でユースプラザを市内5か所に開設しており、相談も受け付けている。そのうちの一つはローズWAMを活動拠点にしている。
中野委員	DVに関する相談について、コロナ前後で傾向の変化はあったか。社会的暴力とは何か。また、相談件数のうち配偶者間の「その他」が突出しているが、どのような相談項目が含まれるのか。また暴力の種類が複数ある相談の場合、どのように件数をカウントしているか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	社会的暴力では、例えば被害者の交友関係を断つなど、が挙げられる。行きどころなしは、DV防止法上の分類で分けられないもの。はじめは、暴力を受けたことで相談を受けるが、その後、一定相談を受けたのち、落ち着き、例えば住民票の閲覧制限等、事務手続き上の来所なども含まれる。すべてが事務手続きのみという訳ではないので詳細については確認する。複数の暴力の相談があった場合は、相談者の主訴を数字にカウントしている。
茂原委員	暴力防止啓発講座を行うことは大切だと感じるし、悩まれている方が気づく一歩にもなると思うが、参加者数が少なすぎるのが気になる。相談件数の規模と違うのでもったいない。もっと研修について周知すれば、救われる方が増えるのでは。精神的にまいっている方など、広報紙に掲載していても気づかないのではないだろうか。広報の仕方も、現行だけではなく違う方法もあるのではないか。
事務局	暴力防止啓発講座のテーマについては、これまで、被害当事者・当事者になりうる方向けのものを行っていたが、昨年度初めて、近隣・周囲の方に関するテーマで開催した。多くの方に来ていただき実践するのが大切であるので、テーマについては興味を持っていただけるよう引き続き考えていく。広報の仕方もSNSへの掲載や施設への配架など行いたい。
藤里委員	暴力防止啓発講座のテーマは悪くないと思う。ただ、開催日時が土曜日の午前に固定されているので、平日夜間や、平日日中などに開催してみてはどうか。
事務局	開催日については検討する。
橋本委員	コロナ禍以降、講演会、研修会もオンライン開催や、オンデマンド配信が増えている。市でも実施できるのであれば、少しでも興味を持っている方が視聴できると有意義であるので、検討いただきたい。
事務局	ローズWAMで開催する他の講演会で実施している。技術的にできないわけではないので、講師の権利関係もあるが、実施できればと考える。
木曾委員	暴力防止啓発講座は、自身の回りに事象が発生した「いざ」というときにしか講座に来ないため、周知がかなり難しい。ローズWAMの会場で待つのではなく、興味のない・関心のない方のもとに赴くアウトリーチなどは

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	どうか。実施方法や主催等について言及できないが、その視点を持っていただきたい。 DVの相談については、相談者にとって電話をするハードルが高い。困っている方の話を聞いていると、どうにもならないわけではない時には、相談機関への連絡が選択肢にあがってこない。相談機関への連絡を促しても、相談者が腰をあげにくい。 どちらがよいかわからないが、相談機関への連絡に対するハードルを下げる方がよいのか、市民同士での支えあいなど、身近な人の間で解決する方がよいのか。どちらも大事だとは思いますが、どのようにしていきたいなどの方向性があれば、教えてほしい。
事務局	今年4月に施行されている困難女性支援法の補助金メニューには、民間団体と連携したアウトリーチに関するものもある。かつてローズWAMで実施をした講座を卒業した方たちから構成される団体に、そういった事業をしてもらえるよう、育てていかないといけないと考えている。
畑委員	ローズWAMの利用者数がコロナ禍前まで回復していることは良いことであり、強みでもある。暴力防止啓発講座を土曜午前に行っているが、コロナ禍を経て人々の行動パターンが変わってしまったため、その時間帯に外に出る人が減っている。 大阪府の男女共同参画・青少年センターであるドーンセンターでは、オンライン配信時は全国から応募、参加があるが、現地開催では利用者が集まってこない。オンラインでの講座も良いが、やりすぎると仲間づくりができなくなるので悩ましい。その結果、さまざまなテーマに取り組む団体が目減りしている。 ローズWAMでは来館者が戻ってきている強みを生かし、現地とオンライン開催のバランスをとりながら、両輪で開催され、意識的に団体を育成されたい。 また、相談業務についても、男性相談・女性相談と分けているが、特に男性の性暴力被害に関する相談はとても難しく、どのような相談員が話を聞くのか、どのように対応すればよいか定まっていな。むやみに相談を増やすと相談員が頭を抱えてしまう状況になりかねないので、国の動きをみてから方針を決めてはどうか。
榎本委員	暴力防止啓発講座に7人も来てくれたと受け止めている。DVに悩む方の周囲でなければ講座を受けに来ない。反対に、DVに悩む方の周りになったときにどうするか、である。受講者の集め方では、民生委員に声をかけるのも一つだと考える。民生委員が相談を受けた際に「警察へ行きなさい」

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	と言うだけではなく、ローズWAMで各種相談ができることを伝える機会になる。市PTA協議会や民生委員児童委員協議会総会などとタイアップして、DVに悩む方の周囲になりうる人たちに、ローズWAMが貸館業務だけでなく相談ができることを知らせていただきたい。
道満委員	親子間でのDV事例では、警察を呼んでも、暴力を振るった側をなだめ、両者に話し合いを促すだけで終わってしまう。そののち、やっぱり暴力が繰り返される。年数を重ね、こどもが大きくなり経済的に自立するようになると、落ち着く場合が多い。対応について答えがなく、さまざまなところに対応方法について尋ねるが、これというものがない。両者の話を聞くしか方法がないのではないか。
木曾委員	こどもが親の暴力を目撃するのも面前DVである。共同親権や面会交流等について調べる中で、こどもの利益を最大化するためにパートナー間が協力し合える、といった話も聞いた。すべてのパートナーが協力し合えるわけではないと思うが、パートナー間の関係性だけでなく、こどもの利益を含めて、いろんな関係性を考えてもらいたい。
事務局	DVの啓発や講座についてはWAMで主に行っている。ケースとしてこどもに関することがあればこども関係の部署と対応している。
木曾委員	資料1のP3の項目13市男性職員の育休について、割合は増加しているが、育休取得期間や取得後については調査されているか。取得後のキャリアに何事もなければよいが。
事務局	取得期間は数週間～数か月程度で、長期にわたって休んでいる例を聞かない。男性が短いのだが、男女間で差がある理由は、職場への遠慮感や、育休取得をする場合、代替職員が必要となるが、職場としてその人材を用意できないと聞く。復帰に関しては、直接聞いてはいないが、スムーズにできているかと思う。
平山副会長	各種資料について、データのまとめ方に少し注意を向けてほしい。データのまとめ方は大事で、同じ数字でも見え方が変わってくる。例えば、防災関連で、資料1のP3、ジェンダー平等プランの基本方向Ⅱ「方針の立案・決定過程への女性の参画拡大」について、成果指標10「自主防災組織の方針決定過程への女性の参画率」の令和5年度値は25.0%、2027年の目標値は35.0%である。しかしながら、資料4の2「茨木市防災会議」では、40%を目指す女性登用率の現状が6.5%となっている。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	資料１では目標達成が見込めそうな数値であるが、資料４を成果指標10でみると達成できていないが、成果指標７のみでみると見方が変わってくることもある。 先ほど話に出た男性職員の育休取得についても、取得者率でみると高いが、取得期間だとだいぶ変わってくるなど、どのデータをどの根拠にするか、どういう風にまとめるか考えていただきたい。 資料２で相談の「その他」カテゴリーが突出している件については、そこに当てはまる方々が、いったい何に困っているのかが見えてこない。 どうまとめるかによって現状がどう見えてくるか、このデータをどういう風に見えるか、どういう風に見ればよいのか、何に役に立つかも変わってくる。 もちろん、手間をかけて各種データをまとめていただいているが、今まで使っていた根拠となるデータの使い方、どれを使うか何を使うかも一貫して、その変化を追うのも大事ではある。が、多角的にみたり、まとめ方に注意をしてみたりして、本当にこの項目が達成できているか、真摯な判断ができるよう、まとめ方に慎重になると良いのではないかな。
事務局	成果指標だけでなく他のデータから見える課題についてもしっかり捉え施策を進める必要があると考える。
木曾委員	平山副会長からもあったが、何に対して課題意識をもっているのか、明確にしていきたい。育休取得率があがったから問題が解決する、と言えろのではない。何を解決したい、という課題を明確にしてもらおうと、どのように改善するべきかが本審議会委員もわかるのではないかな。数値の調査項目は変わってもよいだろうから、前例踏襲でなく、課題に対する数字を調べてほしい。
檜本委員	資料１のP3の項目９「市立小・中学校長・教頭における女性の割合」の数値に、女性が参加しきれない課題が表れていると感じる。 例えば、夏休み時期の出先で親子連れ同士が会話していると、テーマは「昼食はどうするか」である。大半の家庭が働きに出ているから生じる話題である。現在小学３年生までは学童に行けるが、お弁当を持って行っており、小学４年生以上は自宅で食事をしている。全国的・府内全域での導入は難しいかもしれないが、本市だけでも、こどもたちの夏休み期間に給食を配布するなど、他市で取り組まれていることを導入したり、市役所のあらゆる部署が連携しない限り、項目８「管理的地位にある職員に占める女性職員の割合」および項目９の数値のかさ上げは困難である。女性が働き続けるにはどうしたらよいか、の視点を持っていただきたい。そうすれば、お

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
長町会長	にクルの建物だけでなく、もっと魅力あるまちになる。管理職はなかなか休めないで、2～3年後など長期ビジョンで実現できるか手立てを話し合ってほしい。 女性が働くために、特にこどもの長期休暇中、企業で施設を開放し社員のこどもを預かるなど、行政や個人だけではなく、企業もいろいろな取組をしている。夏休みにこどもの勉強会を開催するNPO団体など、さまざまな支援の形があるのを見聞きする。みんなさまざまな思いがあるので、その思いをつなげて子育て支援を実現してもらえたらと思う。 案件7「デートDV予防啓発冊子の改訂について」
長町会長	事務局からの説明を求める。
事務局	【事務局説明】
長町会長	私も、追手門学院大学の教員として冊子作成に携わっている。意見等あれば自由な発言をお願いしたい。
中野委員	裏面にあるローズWAM女性相談、男性相談について、相談員「が」女性、男性と記載する方が、相談しやすいのではないかと。そうすれば相談者の性自認を問わずに相談先を捉えることができる。
田井委員	このような啓発冊子があると、こどもたちはとっても助かると思う。配布対象は中学2年生または3年生とのことだが、対象者全員のもとに届くだけでなく、デートDVに関する事柄を自分事としてとらえられるよう、対象者全員が共通して学べるように、冊子を配布するとともにワークショップ等を展開されたい。 また、低学年時から自分のことを考えているこどもが増えている。内閣府調査の数字を掲載されているが、「女性」「男性」と分けられていると、その単語を見て、「そうではない自分は、どうとらえたらいいのか」とひっかかる子もいる。
木曾委員	内閣府の調査が男女別で統計を取られているので、改善は難しいのだろうか。具体的事例を並べてあるが、今の小・中学生にとっては、実体験から少し離れている事例も含まれているように思う。直接中学生たちを冊子づくりに巻き込めないか。大学生でも、中学生と感覚が離れているように感じた。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	田井委員もおっしゃっていたが、冊子を配布するだけでなく、冊子を用いたワークショップなどをぜひ開催願いたい。 シェアハウスでNPO団体作成のデートDVチェッカー一定規を置いていたとき、こどもたちが「え、こんなのがDVなの？」と盛り上がったことがあった。 すべてのこどもが冊子をじっくり読んでくれる訳ではないので、冊子をパッと見て1枚目くらいで、興味を持ってもらえるかが勝負だと思う。表紙・背表紙などで、こどもたちがはっとするようにされたい。 案件8「その他」
事務局	会議録については出来上がり次第送付するので、ご確認願いたい。
長町会長	それでは、第1回茨木市男女共同参画推進審議会を閉会とする。 <閉会> 以上